

# 常務理事候補者募集案内

## 1 募集内容

公益財団法人さいたま市文化振興事業団(以下「事業団」という。)の常務理事の候補者を募集します。

候補者に選考された後、事業団の評議員会において選任され、理事会で選定された場合に常務理事として就任いたします。

募集区分	募集人数	職務の概要
常務理事候補者	1人	理事会の方針等に従い、事業団の日常業務全般にわたり職員を指揮、監督し、適正かつ健全な事業団運営・経営を実現するため、必要な業務の処理を行います。

## 2 求める人材のイメージ

公益法人として健全な発展を実現するため、事業運営に必要な知識及び経営改革に必要な経営能力等を有するとともに、公益と経営のバランス感覚と実行力、リーダーシップのある人材を募集します。

## 3 応募資格

(1) 次のすべての要件を満たす者とします。

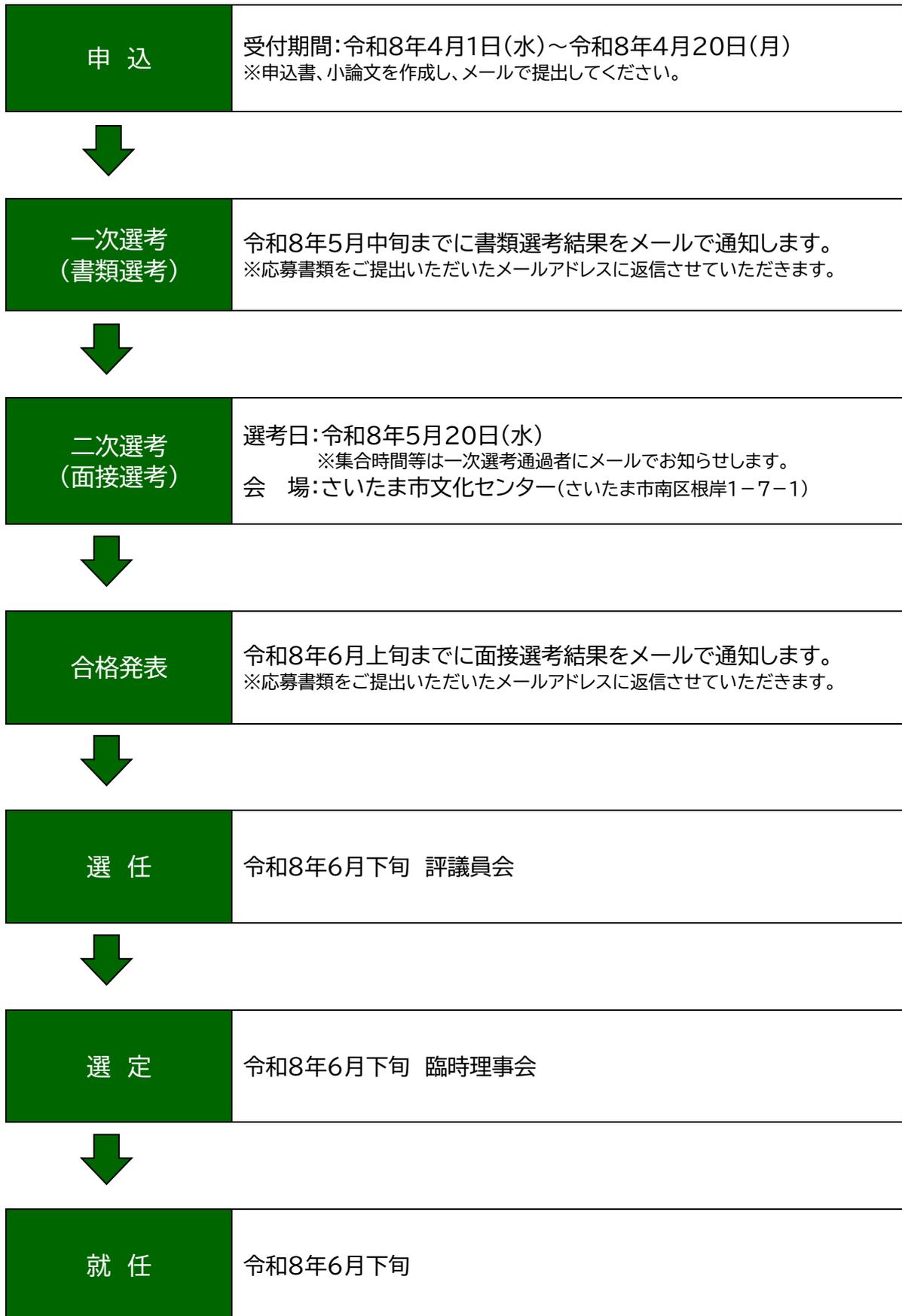
- ア 令和8年6月末に予定される評議員会において選任されたときから、事業団において職務を遂行できる者
- イ 法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する者又はそれ同等の経験を有する者
- ウ 事業団の事業を理解し、適正かつ健全な事業団運営・経営に貢献する意欲のある者

(2) ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 破産者、成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 物品の製造若しくは販売若しくは事業団の事業に関連する業務の請負を業とする者で、事業団と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員(同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- エ 事業団が管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由に該当する者

※詳しくは別紙1参照

## 4 募集スケジュール



## 5 応募書類

申込書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・様式の記載事項に従って記入のうえ、写真(縦4cm×横3cm)を申込書に必ず貼ること。</li><li>・応募者本人が、自筆またはPC等により作成すること。</li></ul> ※詳しくは <b>申込書記入要領</b> 参照
小論文 (様式2)	・様式2に示す課題に沿って、応募者本人が自筆またはPC等により1,000字から1,200字程度で作成すること。

≪書式ダウンロード≫

公益財団法人さいたま市文化振興事業団HP <https://saitama-culture.jp/recruit/>

## 6 申込方法

受付期間	令和8年4月1日(水)～令和8年4月20日(月)(受付期間内必着)
受付方法	件名に <b>常務理事候補者応募</b> と記入のうえ、受付期間内に応募書類を下記の宛先までメールで提出してください。 ※ご提出いただいたメールアドレスに選考結果を通知いたしますので、必ず使用可能なメールアドレスから提出してください。
宛先	<a href="mailto:jinji@saitama-culture.jp">jinji@saitama-culture.jp</a> 公益財団法人さいたま市文化振興事業団 企画総務課 採用担当 宛

※受付期間を過ぎた場合は、理由のいかんを問わず受理できません。

※記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合も受理できませんので注意してください。

## 7 選考方法等

選考区分	一次選考	二次選考(一次選考合格者のみ)
選考日	---	令和8年5月20日(水)
集合時刻	---	結果通知により、連絡します。
場 所	---	さいたま市文化センター (さいたま市南区根岸 1-7-1)
選考内容	書類審査 【申込書及び小論文審査】	面接審査 ※面接に必要な交通費については、各自で ご負担くださいますようお願いいたします。
結果通知	令和8年5月中旬に、 各応募者にメールで通知します。	令和8年6月上旬に、二次選考受験 者にメールで通知します。

※事業団評議員・理事・監事で構成する選考委員会で選考します。

※選考の結果、適任者なしと判断する場合があります。

## 8 合格から役員就任まで

- (1) 合格の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 合格者は、事業団の常務理事候補者として内定し、令和8年6月末に予定される評議員会において選任され、理事会で選定された後に、正式に常務理事となります。
- (3) 候補者として内定後又は常務理事就任後、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定の取り消し、又は評議員会において常務理事を解任します。

## 9 任期、報酬等

- (1) 任期は、就任日から令和10年6月に予定しております定時評議員会の終結の時までです。  
ただし、評議員会において、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、更に1期2年間、再任される場合があります。
- (2) 常務理事には、公益財団法人さいたま市文化振興事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に基づき、報酬・賞与・通勤手当が支給されます。

職	報酬月額
常務理事	473,300円

※規程の改正により改定する場合があります。

- (3) 退任時の退職手当はありません。
- (4) 執務時間 役員であることから勤務時間、休暇の定めはありませんが、基本的には、火曜日～土曜日の間は、常勤役員として執務していただきます。
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金保険 等
- (6) 勤 務 地 さいたま市南区根岸一丁目7番1号(さいたま市文化センター2F)

## 10 問い合わせ

〒336-0024 さいたま市南区根岸1-7-1(さいたま市文化センター2F)

公益財団法人さいたま市文化振興事業団 企画総務課

TEL:048-866-3259 ※日・月・祝日を除く8:30~17:15

E-mail:jinji@saitama-culture.jp

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由

(理事、監事及び評議員の欠格事由)

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- イ. 公益法人が認定法第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
- ロ. 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 認定法の規定に違反したこと
  - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に違反したこと
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)に違反したこと
  - ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
  - ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
  - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと
- ハ. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者